

March 17th 2004,1:30p.m.

OA room of Information and Planning Division.

Prefectural office of Kumamoto

3 Deadline to submit bidding

proposal by mail March 16th 2004

4 Language and currency to be used for bidding

Japanese language and currency only

5 Name of the department in charge of this contract

Information and Planning Division,

Department of Planning and Development,Prefectural Office of Kumamoto

6 - 18 - 1 Suizenji,Kumamoto city,

Kumamoto Prefecture,862 - 8570,

Japan

Phone:096 - 383 - 1111 Ext.:3090

熊本県公告第 94 号

平成 16 年度及び平成 17 年度治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント及び現場技術業務委託に係る有資格者を有する業者を把握するため、別表 1 又は別表 2 に定める技術者に該当する者を有し、治山又は林道事業に係る測量等の指名を希望する者は、別記書類を提出されたい。

平成 16 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 対象者

平成 16 年度及び平成 17 年度競争入札参加資格を有する者(熊本県土木部監理課登録)又は同資格を有する見込みのある者

2 提出書類及び部数

(1) 治山・林道技術者資格調査表(別記様式 1 及び別記様式 2) 1 部

(2) 技術者区分に必要な登録等を証する書面の写し 1 部

3 提出期限

平成 16 年 3 月 15 日(郵送の場合は、平成 16 年 3 月 15 日消印有効)

ただし、知事が特に必要と認めた場合に限り、受付期間後であっても、この要領に準じて提出できるものとする。

4 提出方法

持参又は郵送(簡易書留によること。)

5 提出先

(1) 持参の場合 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 10 階林務水産部林政課技術管理検査班

(2) 郵送の場合 〒 862-8570 (県庁専用郵便番号)

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県林務水産部林政課技術管理検査班

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県林務水産部林政課技術管理検査班

(電話 096-383-1111 内線 5596)

技術者資格調査表の記載等要領

- 1 本把握表を提出する者は、平成16年度入札参加資格（熊本県土木部監理課登録）を有する者又は同資格を有する見込みのある者。
- 2 治山事業又は林道事業に区分すること。
別記様式1の「治山、林道事業技術者資格調査表」において、該当する治山又は林道に「○」を付すること。
- 3 別記様式1の「1 申請業者」について
営業所とは、支店又は常時契約を締結できる事務所をいう。
- 4 別記様式1の「2 技術者数」について
 - ① 発注希望の業務については、該当する項目に「○」を付けること。
 - ② 測量業務、設計・コンサルタント業務、現場技術業務における人数は、別添「技術者資格区分（治山事業関係）」若しくは「技術者資格区分（林道事業関係）」による該当者数を記入すること。
 - ③ 設計・コンサルタント業務及び現場技術業務について、技術士（森林土木部門）を、技術士の欄に、林業技士（森林土木部門）及び1級施工管理技士の資格を有することにより技術者資格区分の要件に該当する者は各々の区分欄に、それ以外の有資格者は、同等の技術者欄に記入すること。
 - ④ 複数の資格を有する者は、該当する項目欄全てに記入すること。
- 5 別記様式2の技術者経歴書について
 - ① 本表は、測量業務、設計・コンサルタント業務、現場技術業務の各別ごとに作成すること。
また、「氏名の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて行い、その直前の氏名欄に（ ）書きで当該営業所名を記載すること。
 - ② 「学校の種類」の欄には、大学、専門学校等の別を記載すること。
 - ③ 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
{例：測量士、技術士（森林土木部門）、○○土木施工管理技士}
 - ④ 「実務経験」の欄には、最近のものから記載し純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。
- 6 添付資料
技術者資格区分に必要な登録等を証する書面の写しを添付すること。
 - ① 測量士の登録証
 - ② 技術士の登録証（森林土木部門の記載があるもの）
 - ③ 林業技士の登録証（森林土木部門の記載があるもの）
 - ④ 一級施工管理技士の合格証等

別表1 技術者資格区分（治山事業関係）

（1） 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある中で、治山部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある中で、治山部門の測量業務に従事した期間が2年以上ある者

（2） 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>（1）林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者</p> <p>（2）学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木、林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者</p> <p>（3）短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木、林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</p> <p>（4）学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木、林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門の職務に従事した期間が32年以上ある者</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算2年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>（1）林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある中で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上ある者</p>

- (2) 大学卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある中で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上ある者
- (3) 専門学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある中で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上ある者
- (4) 高等学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある中で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上ある者

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技術経歴
管理技術者 (技師A)	<ul style="list-style-type: none"> 1 技術士（森林土木部門）の登録を有する者 2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得後、土木部門に関する5年以上の実務経験を有する中で、治山に関する実務経験が4年以上ある者 3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、治山部門に関する4年以上の実務経験を有する者 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木、林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後土木部門に関する18年以上の実務経験を有する中で、治山部門に関する実務経験が4年以上ある者 (3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木、林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後土木部門に関する23年以上の実務経験を有する中で、治山に関する実務経験が4年以上ある者 (4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中学校令による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門に関する28年以上の実務経験を有する中で、治山部門に関する実務経験が4年以上ある者

注 1級土木施工管理技士の資格を取得した者で、県が発注する治山工事において、現場代理人の経験が通算して4年以上ある者は、管理技術者とみなす。

別表2 技術者資格区分（林道事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、土木に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木、林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木、林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木、林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門の職務に従事した期間が32年以上ある者</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、土木に関する実務経験が通算2年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が1</p>

- 8年以上ある者
- (3) 専門学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者
- (4) 高等学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者 (技師A)	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を有する者</p> <p>2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得後、土木部門に関する5年以上の実務経験を有する者</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号にいずれかに該当する者</p> <p>(1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、土木部門に関する4年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木、林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後土木部門に関する18年以上の実務経験を有する者</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木、林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後土木部門に関する23年以上の実務経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中学校令による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門に関する28年以上の実務経験を有する者</p>

登 載 依 頼

熊 研 公 告 第 5 号

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 す る 。

平 成 16 年 2 月 4 日

熊 本 県 警 察 本 部 長 大 山 憲 司

1 競 争 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 委 託 業 務 の 名 称
ド ラ フ ト チ ャ ン バ ー 保 守 点 検 業 務 委 託
- (2) 委 託 業 務 の 内 容
入 札 説 明 書 及 び 仕 様 書 に よ る 。
- (3) 実 施 時 期
契 約 締 結 日 か ら 平 成 16 年 3 月 19 日 ま で の 間
- (4) 入 札 方 法
 - ア 入 札 金 額 は、ド ラ フ ト チ ャ ン バ ー 保 守 点 検 業 務 に 要 す る 経 費 と す る 。
 - イ 落 札 者 決 定 に 当 た っ て は、入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 5 パ ー セ ン ト に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は、そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て る も の と す る 。
 - ウ 入 札 説 明 書 及 び 仕 様 書 に 特 段 の 定 め が な い 事 項 に つ い て は、熊 本 県 競 争 入 札 心 得 (昭 和 39 年 熊 本 県 告 示 第 420 号) の 規 定 を 準 用 す る 。
 - エ 入 札 書 は、入 札 説 明 書 に 示 す 様 式 に よ り 作 成 す る こ と 。

2 入 札 参 加 資 格

- (1) 熊 本 県 業 務 委 託 契 約 等 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 参 加 者 の 資 格 等 に 関 す る 要 綱 (平 成 14 年 熊 本 県 告 示 第 516 号) に よ る 審 査 の う え、「05) 電 気 ・ 空 調 等 保 守 の ② 空 調 設 備」の 資 格 を 有 す る と 決 定 さ れ た 者 で あ る こ と 。
- (2) 熊 本 県 内 に 本 社 又 は 支 店 (営 業 所 及 び 出 張 所 を 含 む 。
- (3) 過 去 2 年 間 の 間 に 国 (公 団 を 含 む 。

3 競 争 入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 の 提 出

本 競 争 入 札 に 参 加 を 希 望 す る 者 は、次 の と お り 競 争 入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 を 提 出 し、競 争 入 札 参 加 資 格 の 有 無 に つ い て 確 認 を 受 け な け れ ば な ら ない 。

- (1) 提 出 期 間
平 成 16 年 2 月 4 日 (水 曜) か ら 平 成 16 年 2 月 20 日 (金 曜) ま で の そ れ ぞ れ の 日 (県 の 休 日 を 除 く 。
- (2) 提 出 場 所
4 に 同 じ
- (3) 提 出 方 法
4 の 場 所 へ 持 参 に よ り 提 出 す る こ と 。
- (4) 入 札 参 加 資 格 確 認 の 結 果 は、資 格 確 認 結 果 通 知 書 に よ り 通 知 す る 。

4 契 約 条 項 を 示 す 場 所

熊 本 県 警 察 本 部 科 学 捜 査 研 究 所 庶 務 係 (熊 本 県 警 察 本 部 庁 舎 6 階)
郵 便 番 号 862 - 8610 熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 18 番 1 号
電 話 096 - 381 - 0110 (内 線 4713)

5 入 札 手 続 等

- (1) 担 当 課
4 に 同 じ
- (2) 入 札 説 明 書 の 配 布 期 間 及 び 場 所
 - ア 期 間
平 成 16 年 2 月 4 日 (水 曜) か ら 平 成 16 年 2 月 20 日 (金 曜) ま で の そ れ ぞ れ の 日 (県 の 休 日 を 除 く 。
 - イ 場 所
4 に 同 じ
- (3) 入 札 及 び 開 札 の 日 時 及 び 場 所
 - ア 日 時
平 成 16 年 2 月 27 日 (金 曜) 午 後 2 時 00 分
 - イ 場 所
熊 本 県 警 察 本 部 庁 舎 2 階 201 会 議 室
 - ウ 入 札 書 の 提 出 方 法
5 の (3) 記 載 の 入 札 場 所 に 持 参 す る も の と す る 。
- (4) 入 札 保 証 金 免 除 申 請 の 提 出 期 限 及 び 場 所
 - ア 期 間
平 成 16 年 2 月 4 日 (水 曜) か ら 平 成 16 年 2 月 20 日 (金 曜) ま で の そ れ ぞ れ の 日 (県 の 休 日 を 除 く 。